委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事	● 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県	
3. 市区町村名	毛呂山町	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番号	108-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.moroyama.saitama.jp/www/genre/100000000363/index.htm	

執行機関名 毛呂山町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称		毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和50年毛呂山町条例第19号)による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		毛呂山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年 毛呂山町条例第26号)例別表第1の2の項 毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和50年毛呂山町条例第1 9号)による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和50年毛呂山町条例第19号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉	第1条 この条例は、 <u>重度心身障害者</u> に対し、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、規則に定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金等について助成金を支給することを定め、もつて、 <u>重度心身障害者の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和50年毛呂山町条例第19号) 毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則(昭和50年毛呂山町規則第12号)